

Q & A

Q

災害補償課 消費税について

公務によって負傷した団員が病院を受診した際、保険証が使えないため全額を支払いましたが、その際消費税がかかったようです。しかし、実務の手引き等にて「非課税」との記載があることから、消費税部分については団員の負担ということでしょうか。

A

団員が公務によって、あるいは民間協力者が損害補償の対象となる負傷をした場合には、いわゆる保険証を使ったの保険給付の適用は受けられないこととなっており（団員においては国民健康保険、健康保険。民間協力者に関しては、国民健康保険）、その療養費においては、補償の実施主体たる市町村への請求という形で窓口負担なし、あるいは一時的に団員が全額を医療機関に対して支払う等市町村や医療機関によってその取扱いが異なっていると聞いていますが、特に本件のように先んじて団員が窓口にて全額支払いを済ませているケースでは、ご質問のように消費税が含まれてしまっていることがあるようです。

結論といたしましては、診療費、文書料、治療材料等に係る消費税については、公務による災害の場合には非課税である旨消費税法に明記されておることから、消費税と明記されている部分については除外するよう、病院に求める必要があるものと考えます。

消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）抄

（非課税）

第6条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第1（第6条関係）

6 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）

ト イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの

消費税法施行令(昭和63年12月30日政令第360号)抄

(療養、医療等の範囲)

第14条 法別表第1第6号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

20 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条(非常勤消防団員に対する公務災害補償)又は水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2(公務災害補償)の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及びこれらの規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3(消防作業に従事した者等に対する損害補償)、水防法第45条(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第160条(損害補償)(同法第183条(準用)において準用する場合を含む。)の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第63条(損害補償)の規定に基づく損害の補償に係る療養の費用の支給に係る療養